

2022年度 国家公務員・地方上級 出たDATA問シリーズ 正誤表

以下のような誤りがございましたので、訂正させていただくとともにお詫び申し上げます。

【⑫民法】

〈誤〉	〈正〉
本冊 P. 50 【No. 49】 選択肢イ 2行目 …善意であっても…	→ …善意 <u>無過失</u> であっても…
本冊 P. 216 【No. 55】 選択肢ア 1行目 … <u>債権者</u> 及び抵当権設定者に…	→ … <u>債務者</u> 及び抵当権設定者に…
本冊 P. 216 【No. 55】 選択肢ウ 1行目 …債務者が受けるべき <u>資料</u> について…	→ …債務者が受けるべき <u>賃料</u> について…
本冊 P. 216 【No. 55】 選択肢エ 5行目 …当該賃貸借契約の <u>資料</u> 相当額…	→ …当該賃貸借契約の <u>賃料</u> 相当額…
解答解説冊子 P. 22 【No. 49】 イの解説 7行目 …善意であれば…	→ …善意 <u>無過失</u> であれば…
解答解説冊子 P. 47 【No. 105】 4の解説 正しい(大判昭6.6.4)。消滅時効の援用の効果は相対的である。したがって、数人の援用権者がある場合、その中の一人の援用又は不援用は他の者に影響を及ぼさない。	→ 正しい。承認による時効の更新は、当事者及びその承継人の間においてのみ効力を有する(153条3項)。
解答解説冊子 P. 58 【No. 127】 5の解説 不法行為による損害賠償の請求権は、被害者E又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき、又は不法行為の時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する(民法724条)。	→ <u>生命・身体を害する不法行為による損害賠償の請求権は、被害者E又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から5年間行使しないとき、又は不法行為の時から20年間行使しないときは、時効によって消滅する(民法724条の2)。</u>
解答解説冊子 P. 58 【No. 128】 3の解説 4行目 … <u>委任者</u> に対して損害を賠償…	→ … <u>受任者</u> に対して損害を賠償…
解答解説冊子 P. 110 【No. 80】 イの解説 4～5行目 … <u>弁済</u> や履行の請求による…	→ …履行の請求による…

2021年3月22日

東京アカデミー編集部

(ティーエーネットワーク)